

郡山市監査委員公告第7号

定期監査の結果に関する報告に対する措置の公表について

下記により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、郡山市長から別紙のとおり措置の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年9月28日

郡山市監査委員	相	樂	靖	久
郡山市監査委員	三	部	夕	貴
郡山市監査委員	廣	田	耕	一
郡山市監査委員	山	根		悟

記

- | | | | |
|---|------------|---------------|--------------|
| 1 | 令和6年11月28日 | 郡山市監査委員公告第9号 | 令和6年度第2回定期監査 |
| 2 | 令和8年3月27日 | 郡山市監査委員公告第16号 | 令和7年度第3回定期監査 |

監 査 委 員

郡山市長 椎根 健雄

監査の結果に関する報告等に対する措置の通知

監査の結果に関する報告等に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

定期監査

令和 6 年度

第 2 回（令和 6 年 11 月 28 日報告）

監査の結果（指摘事項・意見）
1 収納した現金の取扱について 収納した現金の取扱については、郡山市財務規則第 48 条の規定により、速やかな指定金融機関等への払込みを原則としているが、使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については 10,000 円を保管限度額として、収納した日の属する月の末日まで保管が認められている。 取扱う現金は施設の種類や規模により金額の大きさに差があり、指定金融機関等へ払込みを行うタイミングや頻度もそれぞれ異なっているが、一部の施設においては、保管期限及び保管限度額を認識していながらも、その日の人員配置や業務等の都合により、期限内の払込みができなかった事例が今回の定期監査において確認されている。 現金取扱上の事故を防止するため、保管期限及び保管限度額を設定することは必要な措置と考えられるが、規則に沿った対応が現実的には困難な場合もあることから、人員の配置状況等、施設の運営体制の現状を踏まえた人的側面への対応を検討するとともに、リスク管理の視点から保管期限及び保管限度額のあり方について総合的に検討されたい。
措置
収納した現金の取扱につきましては、郡山市財務規則第 48 条第 4 項及び第 5 項を改正し、リスク管理の視点から、指定金融機関等への払込期限を、原則「現金等を収納した日から指定金融機関等の 7 営業日以内」としました。 ただし、私用電話料、コインロッカー使用料及びコイン式複写機複写料については事務効率及び取り扱う金額が比較的少額であることを勘案し、1 月分をまとめて払い込むことができることとしました。（会計課）

監査の結果（ <u>指摘事項</u> ・意見）	
1 支出事務について	
(1) 委託料支出事務	
金額に誤りのある委託業務完成届及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。	
支出権者は、郡山市上下水道局会計規程第31条の規定により、支出をしようとするときは、当該支出に関する法令、書類等に基づいて支出を決定しなければならないが、金額に誤りのある委託業務完成届及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあった。	
水道施設課	
措置	
今般の金額に誤りのある委託業務完成届及び請求書を受領し、支出命令をしていたことについては、受注者から提出された書類の確認が不十分であったことが原因です。	
指摘のあった点については、速やかに不足分を受注者へ支払いました。	
上記を受けて、課内で契約書の内容を十分把握するとともに、複数人によるチェック体制づくりを行い、再発防止に取り組んでおります。（水道保全課（旧：水道施設課））	

監査の結果（ <u>指摘事項</u> ・意見）	
1 支出事務について	
(2) 扶助費支出事務	
助成金の額を誤って支出しているものがあった。	
支出権者は、支出をしようとするときは、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、請求書等に基づき支出の根拠等を調査し、その調査事項が適正であると認めたときに支出命令をするものであるが、助成金の額を誤って支出しているものがあった。	
障がい福祉課	
措置	
今回の事案は、助成金額の根拠となる書類の点検及び確認が不十分だったことが原因です。	
指摘のあった点については、支払誤りのあった申請者の方に対し、説明を行い、過大支出分の返還をいただきました。	
上記を受けて、引き続き複数人での点検及び確認を行い、疑義のあった際には、担当者同士で協議しながら確認を行い、制度のルールや考え方について共通認識を持つことを徹底し、チェック体制を強化することで、再発防止に努めてまいります。（障がい福祉課）	

監査の結果（ <u>指摘事項</u> ・意見）	
2 財産管理事務について	
(1) 物品管理事務	
自動車の管理に係る書類の整備がされていないものがあった。	
市が管理する自動車は、郡山市財産規則第 47 条の規定により物品に関する事務を行う職員は、法令の規定に従うほか善良な管理者の注意をもってその事務を行い、及び物品を使用するとともに、道路交通法第 74 条の 3 の規定により内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに選任する安全運転管理者は、郡山市自動車管理規程第 9 条第 2 項第 3 号に定める運転者免許資格記録台帳を管理しなければならないが、当該台帳が整備されていなかった。	
保健所総務課	
措置	
運転免許資格の管理体制については、毎年 4 月に各所属長から人事課へ提出する公用車運転命令の報告時に、所属長が運転免許証の原本を確認し、その写しを保管していましたが、郡山市自動車管理規程に定める「安全運転管理者の職務」への認識が不足しており、該当する運転者免許資格記録台帳を整備していなかったことが原因です。	
これを受け、運転者の免許証の有効期限や資格情報等を適切に把握するため、運転者免許資格記録台帳を整備いたしました。（保健所総務課）	

監査の結果（ 指摘事項 ・意見）	
2 財産管理事務について	
(2) 固定資産管理事務	
自動車の管理に係る書類の整備がされていないものがあった。	
上下水道局が管理する自動車は、郡山市上下水道局会計規程第 102 条第 1 項の規定により固定資産として管理するとともに、道路交通法第 74 条の 3 の規定により内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに選任する安全運転管理者は、郡山市上下水道局自動車管理規程第 5 条第 1 項第 6 号に定める運転者免許資格記録台帳を備え、必要な事項を記録しなければならないが、当該台帳が整備されていなかった。	
水道施設課	
措置	
運転免許資格の管理体制については、毎年 4 月に各所属長から総務課長へ提出する公用車運転命令の報告時に、所属長が運転免許証の原本を確認し、その写しを保管していましたが、郡山市上下水道局自動車管理規程に定める「安全運転管理者の職務」への認識が不足しており、該当する運転者免許資格記録台帳を整備していなかったことが原因です。	
これを受け、運転者の免許証の有効期限や資格情報等を適切に把握し、道路交通法等の規	

様式第2号

定を遵守できる体制を整え適切な運用となるよう、同規程の改正を行いました。(水道保全課 (旧:水道施設課))